

消費税増税で標準的4人家族の家計負担は年9万円増えるという。支出を減らすにも限界があるし、やりすぎれば経済全体にマイナスだ。節税をして増税分を補えないのか。税理士に聞くと、要介護の家族がいる場合などで大幅な節税が可能と分かった。

誰にでも適用できる節税法などない。だが、意外に多くの人に適用できそうな方法はある。就業形態や家族構成別に説明する。

#### ■サラリーマン

「個人事業主は何でも事業経費に計上して節税できてしまうらしい」と恨み節をこぼす人もいるだろう。確かに2012年まではそうだったが、3月までに13年分の確定申告をした人の中には、「特定支出控除」を受

けた人が少なからずいるはずだ。東京都世田谷区の落合孝裕税理士が解説する。

「仕事のための支出を自腹負担した場合、税法記載の条件に合致すれば税控除を受けられる仕組みです。条件が厳しく、全国で該当者が年数人しかいませんでしたのが、13年分から利用しやすく法改正されました」

2012年の表①の給与所得者

右に「給与所得控除額×1

# 要介護の家族がいる人は8%に負けない家計防衛術



北風の春（4月1日未明、値段表示を変えるガソリンスタンド）

／2を超える部分」とある。

「給与所得控除」とはサラリーマンなら誰でも適用され

る控除のことで、税込み年収（税務用語は「給与等の収入金額」）に応じて異なる。400万円の人は13

4万円、600万円の人は174万円、800万円の人は200万円、1000万円の人は220万円だ。さらに「×1／2」すると、それぞれ67万円、87万円、100万円、111万円。

転居費用に30万円、職務に直接必要な資格取得に50万円かかり、自腹負担したと定められます。ただし、特定支出控除を受けるには

この金額を超えて1年間に「職務に関連する書籍や雑誌、新聞、背広代、取引先との飲食費やゴルフ利用料

と定めた用紙に記入して勤務先に社印を押してもらう必

要があります」（落合氏）

## 要介護高齢者にも「障害者控除」が適用

自営業者は「セーフティ共済」がお得



税込み年収600万円の  
経理部勤務のサラリーマン  
が税理士の資格取得を目指す

# 納税額を減らせる控除の例

対象者	税務申告上の扱い	控除の対象	上限額
給与所得者が個人事業主が経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)に加入した	通勤費、転居費、研修費、資格取得費、(単身赴任などの)帰宅旅費を自腹負担した勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等)を自腹負担した	特定支出控除 給与所得控除額×1/2を超える部分	65万円
	(控除ではなく)必要経費として扱う	掛け金の全額	掛け金の上限は月20万円
高齢者が特別養護老人ホーム(特養)に入居した	医療費控除 施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額	200万円	
介護老人保健施設(老健)に入居した	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額		
指定介護療養型医療施設に入居した			
寝たきりや認知症になつた	障害者控除 特別障害者控除	27万円 40万円	

支出控除に適用できる。所得税と住民税が10%ずつと背広代20万円、単身赴任の帰宅費40万円の計120万円を支出したとする。「給与所得控除の1/2」の87万円を引いた33万円を特定しない会社員大企業社員の多くは、厚生年金基金(企業年金)または企業型確定拠出年金(日本版401k)の恩恵を受けられるが、個人事業主や、企業年金・401kがない会社員は自ら老後資金を積み立てる必要がある。さまざまな商品があるが、税優遇されるのは個人型401k(確定拠出年金)だ。個人事業主は月6万8000円、月2万3000円を上限とする掛け金の全額が

専門書や雑誌代10万円、背広代20万円、単身赴任の帰宅費40万円の計120万円を支出したとする。「給与所得控除の1/2」の87万円を引いた33万円を特定しない会社員大企業社員の多くは、厚生年金基金(企業年金)または企業型確定拠出年金(日本版401k)の恩恵を受けられるが、個人事業主や、企業年金・401kがない会社員は自ら老後資金を積み立てる必要がある。さまざまな商品があるが、税優遇されるのは個人型401k(確定拠出年金)だ。個人事業主は月6万8000円、月2万3000円を上限とする掛け金の全額が

して資格学校授業料50万円

円、専門書や雑誌代10万円、背広代20万円、単身赴任の帰宅費40万円の計120万円を支出したとする。「給与所得控除の1/2」の87

万円を引いた33万円を特定しない会社員大企業社員の多くは、厚生年金基金(企業年金)ま

たは企業型確定拠出年金(日本版401k)の恩恵を受けられるが、個人事業主や、企業年金・401kはない会社員は自ら老後資金を積み立てる必要がある。さまざまな商品があるが、税優遇されるのは個人型401k(確定拠出年金)だ。個人事業主は月6万8000円、月2万3000円を上限とする掛け金の全額が

なる。サラリーマンが上限まで掛け金を支払うと、年27万6000円を控除できることで、401kはかなり得だ。



スーツは働く者の武器(4月1日、ナソニック本社の入社式)

## 夫婦それぞれで子を扶養する術

### ■個人事業主

落合氏は中小企業基盤整備機構の「経営セーフティ共済」を勧める。

「取引先が倒産した場合など売掛金の回収が困難になつた場合、無利子で貸し付けが得られる制度です。掛け金額が必要経費として売上高から差し引けます。40カ月間、掛け金を支払えば100%返金できます」

掛け金は月50000~20万円まで自由に決められる。

月5万円なら年60万円。課税所得7000万円の場合、所得税・住民税合算で約18

### ■共働き世帯

表②の通り、子の扶養控除額は年齢に応じて異なる。子が2人以上いる場合、夫婦どちらの扶養にするか

で税額に差が生じる。

「原則は夫婦のうち年収の多い側が子を扶養にするこ

とです。夫婦の収入が同じぐらいなら、夫婦それぞれ

が子を扶養するよう変更す

ると税負担が減るケースがあり得ます。課税所得額が

偶然、税率の変わり目(表③参照)を少し超えている

ケースです」(同)

■高齢者を扶養親族に

親族に加えれば税額が大きく下がる。条件は「納税者が生計を一にしていてこと」と「高齢者の年間の合計所得金額が38万円以下であること」などだ。「生計を一に」とは必ずしも同居を条件としない。別居していても毎月欠かさず生活費を送金していれば扶養親族に加えることができる。配偶者の親でも可能だ。確定申告の際に証拠を提示できるよう、銀行振り込みなどの方法で送金するといいだろう。

また、「年間所得38万円

には遺族厚生年金や遺族基礎年金は含めないことになっている。親に他に収入がないれば扶養親族にできることが多い。控除額は表②の通り。同居しているかどうかで異なる。